

確認印

案件名称

令和8年度 所有者不明猫不妊・去勢手術の  
業務委託

仕様書

大阪市健康局生活衛生部生活衛生課

1. 業務名称 令和8年度 所有者不明猫の不妊・去勢手術業務委託

2. 履行場所 受注者方

3. 履行期間 契約締結日から令和9年3月31日まで

#### 4. 業務目的

大阪市が所有者不明猫適正管理推進事業の実施地区として指定した地区に生息する所有者不明猫のうち、不妊・去勢手術の実施が適切と判断した猫について、当該指定地区で本事業を実施する地域の活動組織（以下「活動組織」という。）の依頼に基づき、不妊・去勢手術を実施することで、所有者不明の猫を原因とする生活環境被害や無責任な給餌行為による近隣トラブルなどの問題解決を目的とする。

#### 5. 業務内容

##### ア 手術対象猫の搬送及び受け取り

発注者は手術実施予定日等について受注者と調整し、搬送用ケージにて手術対象猫を手術実施予定の受注者に搬送する。なお、受注者への手術対象猫の搬送は手術当日の午前中に行い、手術後の引き取りは手術日の翌日以降に行う。

##### イ 手術の実施

受注者は活動組織からの「様式第1号 手術実施依頼書」による不妊・去勢手術の申し込みに基づき手術を実施する。受注者は次の方法で手術を実施しなければならない。

（ア） 麻酔下で、オスは精巣全摘出術を、メスは卵巣子宮全摘出術を実施する。

（イ） 皮膚の縫合は吸収糸を使用する。

（ウ） 感染防止のため、抗生物質投与等の措置を行う。

（エ） 術後、オスは右耳、メスは左耳をV字にカットし、手術済であることが外観で判別できるようとする。

##### ウ 活動組織からの手術代金の徴収

受注者は手術を実施した場合、活動組織から活動組織負担額を徴収する。

（ア） 活動組織負担額はオス猫、メス猫とも1匹につき2,500円とする。

（イ） 手術対象猫が妊娠していた場合や、潜伏睾丸であった場合等、通常の手術と異なる手技を要した場合も活動組織負担額は前項のとおりとする。

（ウ） 手術対象猫が、手術実施済であることが判明した場合は、活動組織負担額は発生しないものとし、手術済であることが判明するまでに要した費用は受注者の負担とする。

##### エ 実績報告

受注者は、原則翌月10日までに「様式第2号 所有者不明猫不妊・去勢手術の実施事業月間実績報告書」及び当該手術に係る診療簿の写しを市に提出する。但し、3月については3月31日までに提出すること。

#### 6. 再委託について

ア 契約条項第16条第1項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

（ア） 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

(イ) 活動組織負担額の徴収、手術の実施

イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、市の承諾を必要としない。

ウ 受注者は、前記ア及びイに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により市の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超える契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

エ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、市は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと市が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

オ 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

## 7. 特記事項

### (1) 業務完了報告

受注者は委託期間終了後、速やかに「様式第3号 所有者不明猫不妊・去勢手術の実施事業 年間実績報告書」を発注者へ提出すること。

(2) 手術対象猫が、妊娠していた場合や、潜伏睾丸であった場合等、通常の手順と異なる手技を要した場合にかかる費用については受注者の負担とする。

(3) 手術実施後、手術対象猫が当該手術に起因した受注者の診察及び処置を要した場合にかかる費用については受注者の負担とする。

(4) 手術対象猫が、手術不適または手術実施済であることが判明した場合は、委託料は発生しないものとし、手術不適または手術済であることが判明するまでに要した費用は受注者の負担とする。

### (5) その他

ア 受注者は手術の実施に際し次の事項を遵守しなければならない。

(ア) 獣医師法第21条に基づき、診療簿を作成し保管すること。

(イ) 診療簿には手術対象猫が判別できる写真を添付すること。

イ 獣医療法等関係法令を遵守すること。

ウ 手術により発生した廃棄物は適切に廃棄すること。

エ 通常の手術により発生した手術対象猫の身体上の問題は、受注者及び市は責任を負わない。

オ 受注者は、この契約の履行にあたって個人情報及び業務に係るすべてのデータ（以下「個人情報等」という。）を取り扱う場合は、市民の個人情報保護の重要性に鑑み業務委託契約書第6条の趣旨を踏まえ、この要項の各条項を遵守し、その漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制の整備及び措置を講じなければならない。

- カ 委託内容について疑義が生じた場合は、発注者と事前に協議を行うものとする。
- キ 結果として手術実績が無い場合もある。
- ク 受注者は、本事業に基づいて手術の依頼があった場合、正当な理由なく手術を拒否することはできない。正当な理由なく手術拒否を行った場合は、本契約を解除することがある。
- ケ 別紙特記仕様書各項目を遵守すること。

#### 7. 担当

大阪市健康局生活衛生部生活衛生課 乳肉衛生・動物管理グループ

TEL : 06-6208-9996

## 特記仕様書

### (条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

### (公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（健康局総務部総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（健康局総務部総務課）へ報告しなければならない。

### (調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

### (公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

### (発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

## 生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

### 生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。  
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます  
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用するなどを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。

## 手術実施依頼書

(手術依頼先)

様

(動物病院名)

組織名称

代表者氏名

組織住所

電話番号

大阪市「所有者不明猫適正管理推進事業」実施要綱に基づく、所有者不明猫の不妊去勢手術を次のとおり申し込みます。

記

指定地区	大阪市 区	
手術対象猫	オス	匹
	メス	匹
	不明	匹

※ 手術の申し込みにあたり、次の事項を誓約します。

- ① 通常の手術によって生じた手術対象猫の身体上の問題については、大阪市、手術実施者の責任を問いません。
- ② 手術終了後、手術代金のうち、活動組織の負担額（オス猫、メス猫とも1匹につき、2,500円）については支払い請求があれば、速やかに支払います。

所有者不明猫の不妊・去勢手術の実施事業  
月間実績報告書 ( 月分)

年 月 日

大阪市健康局長 様

住 所  
氏 名

所有者不明猫の不妊・去勢手術の実施事業の 月の月間実績数は次のとおりです。

指定地区名	手術日	実施病院名	匹数 (オス)	匹数 (メス)	小計
	月 日		匹	匹	オス 匹
	月 日		匹	匹	
	月 日		匹	匹	メス 匹
	月 日		匹	匹	
	月 日		匹	匹	
	月 日		匹	匹	オス 匹
	月 日		匹	匹	
	月 日		匹	匹	メス 匹
	月 日		匹	匹	
	月 日		匹	匹	
	月 日		匹	匹	オス 匹
	月 日		匹	匹	
	月 日		匹	匹	メス 匹
	月 日		匹	匹	
	月 日		匹	匹	

合計 (オス) 匹  
合計 (メス) 匹

所有者不明猫の不妊・去勢手術の実施事業  
年間実績報告書

年 月 日

大阪市健康局長様

住 所  
氏 名

所有者不明猫の不妊・去勢手術の実施事業の年間実績数は次のとおりです。

指定地区名	手術日	実施病院名	匹数 (オス)	匹数 (メス)	小計
	月 日		匹	匹	オス匹 メス匹
	月 日		匹	匹	
	月 日		匹	匹	
	月 日		匹	匹	
	月 日		匹	匹	
	月 日		匹	匹	オス匹 メス匹
	月 日		匹	匹	
	月 日		匹	匹	
	月 日		匹	匹	
	月 日		匹	匹	
	月 日		匹	匹	オス匹 メス匹
	月 日		匹	匹	
	月 日		匹	匹	
	月 日		匹	匹	
	月 日		匹	匹	

合計 (オス) 匹  
合計 (メス) 匹

@ 7,500円 × 匹 = 円  
@ 10,500円 × 匹 = 円

委託料計 円